特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
43	障害児通所・入所給付費支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
名古屋市は、障害児入所施設措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
名古屋市長

公表日
令和2年10月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所・入所給付費支給に関する事務
②事務の概要	障害児通所・入所給付費等の支給決定、支給量の変更、利用者負担額の認定等を行う。
③システムの名称	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
障害児支援ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第1　第7項及び第8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第7条第1号、第2号、第9号、第10号及び第8条第1号から第5号、第10号、第11号）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第二　第8項、第11項、第16項、第26項、第56項の2、第57項、第87項、第108項及び第116項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条第1項、第4項、第8項、第19条第1項、第30条、第55条第1項、第2項、第7項及び第59条の2の2第1項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第7号　別表第二　第8項、第10項、第11項、第12項、第14項、第15項及び第16項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第9条第1項から第3項、第5項、第10条第1項から第3項、第5項、第10条の2、第11条及び第11条の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ど青少年局子育て支援部子ども福祉課
②所属長の役職名	子ども福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室

Ⅱ　しきい値判断項目

1．対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
2．取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
3．重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月16日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1　7項、8項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号、第8条第1号、第2号、第3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第1　7項、8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第7条第1号、第2号、第8条第1号、2号、3号	事後	
平成29年6月16日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 別表第二　16項、26項、56項の2、57項、87項、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1項、第3項、第19条第1項 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二　10項、11項、12項、14項、15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第11条	（情報提供の根拠） 番号法別表第二　16項、26項、56項の2、57項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1項、第3項、第19条第1項 （情報照会の根拠） 番号法別表第二　8項、10項、11項、12項、14項、15項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第11条	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策	（なし）	（項目を追加）	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市市民経済局市民生活部市政情報室	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市市民経済局市民生活部市政情報室	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室	事後	
令和2年10月30日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第1　7項、8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第7条第1号、第2号、第8条第1号、2号、3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第1　第7項及び第8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第7条第1号、第2号、第9号、第10号及び第8条第1号から第5号、第10号、第11号）	事後	
令和2年10月30日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法別表第二　16項、26項、56項の2、57項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1項、第3項、第19条第1項 （情報照会の根拠） 番号法別表第二　8項、10項、11項、12項、14項、15項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第11条	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第二　第8項、第11項、第16項、第26項、第56項の2、第57項、第87項、第108項及び第116項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条第1項、第4項、第8項、第19条第1項、第30条、第55条第1項、第2項、第7項及び第59条の2の2第1項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第7号　別表第二　第8項、第10項、第11項、第12項、第14項、第15項及び第16項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1項から第3項、第5項、第10条第1項から第3項、第5項、第10条の2、第11条及び第11条の2	事後	
令和2年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日時点	令和2年10月1日時点	事後	